

【資料 3】

熱中症予防啓発キャンペーン事業業務企画提案競技委員会設置要領

(委員会の設置)

第 1 条 熱中症予防啓発キャンペーン事業業務委託に係る企画提案競技の審査を公正かつ適正に行うため、熱中症予防啓発キャンペーン事業業務委託企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員の任期)

第 2 条 審査委員会は、次の者をもって構成する。

（１）温暖化対策課長

（２）温暖化対策課長が指名する者

2 審査委員会の委員長は温暖化対策課長が務める。

3 第 1 項による委員は、温暖化対策課長が委嘱する。

4 委員の任期は契約相手方の決定の日までとする。

(会議)

第 3 条 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査委員会の審議は非公開とする。

4 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が委員の代理として審査会に出席し、審査することができる。

(審査方法及び基準等)

第 4 条 委員又は委員の代理は、別紙 1 企画提案競技審査票に基づき審査を実施し、評点を付すものとする。

2 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第 1 位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が 60 点未満である場合には、選定しない。

(委任事項)

第 5 条 この要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

2 事務局は温暖化対策課におく。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。

熱中症予防啓発キャンペーン事業業務委託 企画提案競技審査票

提案者

審査者

審査項目及び審査基準		評価点①	乗じる 係数②	計算点 ①×②
企画提案書の内容の的確性、具体性(15点)				15
	仕様書の内容を十分に理解し、高齢者やその家族に対する効果的な啓発が見込まれる 提案内容となっているか	5	3	15
業務を履行する能力・体制(15点)				15
	実施スケジュールは、計画的で無理のないものとなっているか	5	1	5
	業務を実施するにあたり十分な人員の確保がされているか	5	2	10
提案内容(65点)				65
	新聞広告は、熱中症の予防法等をわかりやすく説明した視覚効果の高い内容となっているか	5	3	15
	小売店に設置するブースの運営方法は、高齢者等への熱中症予防策の認知度を高められる 提案内容となっているか	5	3	15
	小売店で配布するチラシは、高齢者及びその家族等への注意喚起や予防行動の実践を 具体的に促す内容となっているか	5	3	15
	小売店で配布する暑さ指数計及びノベルティは規格に適合かつキャンペーンの目的に 沿ったものが選定されているか。	5	2	10
	独自提案は事業の効果を高めるものであり、かつ、実現可能なものであるか	5	2	10
費用・便益効果(5点)				5
	業務内容を適切に反映して算定されているか。	5	1	5
小計(100点満点)				
加 点 措 置	「賃金水準向上の取組の評価基準」における審査			5
	別紙2参照	5	1	5
	「女性の活躍推進に係る取組の評価基準」における審査			5
	別紙2参照	5	1	5
	「環境配慮の取組の評価基準」における審査			5
	別紙2参照	5	1	5
合 計(最大115点)				115

【評価点の採点基準】
優れている 5点
やや優れている 4点
普通 3点
やや劣っている 2点
劣っている 1点

【合格ライン】
各委員の評価点数の平均が配点の6割以上であること。

【その他】
契約上限額を超えた金額の見積書の提出があった場合は、失格とします。

別紙 2

「環境配慮」、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	審査基準			配点	
	大区分	小区分			
環境配慮	I S O 1 4 0 0 1 登録 ※1			5	
	エコアクション21登録 ※2			5	
	あきたゼロカーボンアクション宣言登録			3	
	秋田県SDGsパートナー登録			3	
賃金水準 の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人 当たりの平均給与額又は役員を除く 従業員の給与等受給者一人当たりの 平均給与額の対前年増加率	1.50%以上		3	最大 5
		2.00%以上		4	
		3.00%以上		5	
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の 活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数 100 人 以下の企業	女活法 ※4	各	最大 0.5
			次世代法 ※4	0.25	
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※3			1	最大 3
	法令に基づく認定	女活法 ※4	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法※4	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※4	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※5		各 0.5	最大 1
		女性の活躍推進企業表彰 ※5			
子ども・子育て支援知事表彰 ※5					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 国際標準化機構が定める環境マネジメントシステムに関する国際規格

※2 環境省が定めた環境経営システムに関する第三者認証・登録制度

※3 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※4 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※5 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。